

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	清水学習センター
指摘の内容	<p>施設実査において 清水学習センターにおいて、実習室使用後の点検確認の漏れにより、ガス台の消火がなされていなかった。</p>	
講じた措置の内容	<p>施設実査において</p> <p><b>【原因】</b> 当日 12 時 50 分頃、実習室使用者から使用終了の報告を受けて学習センター職員が一人で行った実習室使用後の点検確認が不足し、また、上司の確認が漏れてしまったものです。</p> <p><b>【再発防止策】</b> 職員のみが行っていた使用後の施設の点検は令和 2 年 12 月より使用者とともに実施することにいたしました。また、火気を使用する実習室の点検が終わった職員は、「施設使用簿および点検表」を上司に提出し、上司はそれをうけて再度実習室を点検し、点検終了後施錠することに変更いたしました。 このほか、所属内で注意を喚起するため各職員の机上に「ガス台の火の確認」の貼紙をいたしました。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。